

## 1.人材開発支援助成金

免許や資格の取得に伴い事業主が料金を全額負担する場合、人材開発支援助成金をご利用できる場合がございます。

当校が必要な添付書類をご用意いたします。詳しくはお問い合わせください。

## 2.人材開発支援助成金とは

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

利用できる免許

- 大型運転免許
- 中型運転免許
- 準中型運転免許
- 牽引運転免許

対象条件

- ・有期実習型訓練を除き、雇用形態を問わず訓練の受講が可能となりました。
- ・OFF-JTの最低訓練時間は10時間以上に統一されました。
- ・訓練を新たに実施する場合は、都度、「職業訓練実施計画届(様式第1-1号)」の提出が必要です。

※助成金を申請する場合は1カ月前までに労働局に申請が必要です。

受講後は、申請できません。詳しくは労働局にご相談ください。

助成額

受講料金の45%

## 3.手続きの流れ

### 1.支給要件の確認

支給対象となる事業主・労働者・訓練であるか山口労働局にお問い合わせください。

### 2.申請の前提

職業能力開発推進者の選任・事業内職業能力開発計画の策定をしていない場合は、訓練実施計画届の提出までに選任・策定を行ってください。

### 3.訓練実施計画届の提出

訓練開始日から起算して1カ月前までに必要な書類を提出して下さい。

### 4.支給申請書の提出

訓練終了日の翌日から起算して2カ月以内に必要な書類を提出して下さい

### 5.助成金の支給決定または不支給決定